

過疎地域自立促進特別措置法にかわる 新たな法律の制定について

昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、4次にわたり特別措置法が制定され、様々な過疎対策事業が実施されてきたが、過疎地域は、人口減少や高齢化の一層の進行により、今まで以上に日常生活の維持や生産活動の継続が深刻な状況に直面している。

その一方で、過疎地域は、国土保全、水源涵養、地球温暖化防止など、多面的・公益的機能を有しており、過疎地域が健全に維持されていくことは、都市を含めた国民全体の安全・安心に寄与するものであり、その果たす役割は、今後ますます重要となる。

しかしながら、平成の大合併により、新しい市町村の一部となった多くの旧過疎市町村では、条件不利性が改善されておらず、また、合併後の市町村においても、過疎対策のための財源を確保することが困難な状況である。

については、平成22年3月の「過疎地域自立促進特別措置法」失効後においても、国として過疎地域の現状と課題を踏まえた過疎対策を講じるよう、次の事項について強く要請する。

1 新たな過疎法の制定

「過疎地域自立促進特別措置法」にかわる新法を制定し、過疎地域の自立的な発展・活性化を図ること。

2 ハード・ソフト両面からなる総合的な対策の実施

従来のハード事業に加えて、過疎地域の日々の生活を支えるための情報通信格差の是正をはじめ、生活交通、医療、生活の安全・安心などを確保するソフト的な対策も総合的に講じることができるよう新たな過疎対策を推進すること。

3 地域の実態を反映した柔軟な地域要件・指定区域の設定

現行の過疎地域が、新法においても引き続き指定されるとともに、地域の実態を反映した指定となるよう、地域要件の設定に当たっては、合併前の市町村区域での指定を可能とするなど最大限の配慮をすること。

平成21年10月20日

中国地方知事会

鳥取県知事	平溝石藤二	井口井田井	伸善正雄関	治衛弘山成
島根県知事				
岡山県知事				
広島県知事				
山口県知事				